

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 25 号  
2 0 1 3 年 1 1 月 2 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「緊急時及び工事計画等における検修当直等からの連絡体制」に関する申し入れ

11月2日、台検庫西側の出入り口付近でCKK関係社員が体調不良を起こし救急車で救護される事象が発生した。

救護中、事故防止のため現場に居合わせた修繕車両所社員が機転を利かせ、東電留線及び臨修庫への車両の入換えを一時中断する措置をとり、何ら事故を起こすことなく無事に救護を終えることができた。

しかし一歩間違えば、不幸にもJR西日本で過去に発生した尼崎駅付近での緊急隊員の触車事故のような大きな事故が起きる可能性が大いに存在した。

また、既に「申」第21号で申し入れている事象ではあるが、10月28日仕業庫5番線で検修車（通称ネコ車）がレールを支える柱（柱を補強する工事用枠組み）に激突するという事故も発生している。

これら上記の事象は、検修当直や企画からの現場社員への連絡不足により発生していると言っても過言でない。このような連絡不足が今後も続くようであれば今後も大きな事故を招く恐れがあると考える。

よって、下記の通り緊急時及び工事計画等における連絡体制について申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

#### 記

1. 台検庫西側の出入り口付近でCKK関係社員が体調不良を起こし救急車で救護された事象について時系列で明らかにすると共に、救護されたCKK社員の救護後の病状を明らかにすること。
2. 「1」項の事象について検修当直は把握していたのか明らかにすること。また把握していたのであれば、どの時点で検修当直として事象を把握・認識したのか明らかにすること。
3. 検修当直は緊急事態等を把握した場合、どのように関係各所及び特に現場社員に連絡することになっているのか明らかにすること。また連絡に関してマニュアル等があるのか明らかにすること。

4. 救急隊員等の外部者による救護等の緊急事態が発生した場合や、架線・線路等への影響があると思われる緊急事態が発生した場合、また工事等により社員等への事故が想定される場合等は、臨修庫等への車両の入出庫を安全が確認されるまで一切行わないこと。
5. 臨修庫耐震補強工事の工事計画等について、事故防止に向けてワーキンググループ等に掲示等で現場社員に明らかにすること。

以上